

## 第2章 法人化を見据えた教育・研究組織の構築

### 第1節 教育・研究組織改編の進展

大学設置基準の大綱化・弾力化、全国主要大学における大学院重点化、1997（平成9）年12月に出された「行政改革会議最終報告」の国立大学の独立行政法人化への方向性への提言などにより、全国の国立大学において大学改革の動きが活発化していった。

更に、1998（平成10）年10月26日、大学審議会は「21世紀の大学像と今後の改革方策について一競争的環境の中での個性が輝く大学―」を答申した。その改革理念は、

- ①課題探求能力の育成
- ②教育研究システムの柔構造
- ③責任ある意思決定と実行
- ④多元的評価システムの確立

の4つであった。

この答申を受けて、教育法の改正などが行われた一方、1999（平成11）年12月12日に中央教育審議会は「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」の答申を行った。その中で、専門教育については、学部段階においては特定分野の完成教育というよりも、生涯学び続ける基礎を培うような普遍的な教育が求められ、主体的に課題を探求し解決するための基礎となる能力を育成することが提言された。この考え方を踏まえて、本学においても各学部の教育改革が進められていくこととなった。

2000（平成12）年3月30日には、自由民主党文教部会・文教制度調査会教育改革実施本部高等教育研究グループの提言がなされた。提言では、①今後の高等教育政策のあり方として、1）国際競争力を高め、世界最高水準の教育研究を実現する、2）大学の個性化・多様化を進める、3）教育機能を強化する、という3つの方向が示され、それ以外に②国立大学の運営の見直し、③国立大学の組織編成の見直し、④国立大学の独立行政法人化、⑤高等教育・学術研究への公的投資の拡充について掲げられた。また、検討の必要な重要課題として、海外の研究者・留学生交流の拡充、教養教育の充実強化、生涯学習システムの拡充、教員養成のあり方、産学連携の推進などが挙げられた。

こうして本学の学部・大学院の改革は、概ねこれらの答申や提言に沿って進められることになった。

学部・大学院の充実については、

- ①学部基礎専門教育はもとより、生きる力を与える新しい教育の徹底

具体的には、情報教育の徹底（誰でもがコンピュータを使えるように）、英語教育の徹底（役立つ語学、外国人の導入強化）、社会情勢の判断に関する教育（国際情勢、新聞の読み方）

- ②時代が要求する学科への変身

新しい産業を育てるとともに、広い意味での安全管理などの教育

- ③熊本大学の弱点を補完しつつ社会的要請、地域の活性化に応える

#### ④地元と生きるためのサービス

そのために、起業家育成、市民実験室の開設、地域の教育に寄与する総合的で地域とも関連したセンター構想を実現する。

更に、世界をリードする研究の推進という観点から、教育改革と研究強化を推進することになった。

大学院のあり方については、1997(平成9)年4月、学長から「本学大学院に相応しい将来像」という諮問を受け、山村研一医学研究科教授を委員長に、文学・教育学・法学・理学・薬学・工学・自然科学の各教授1名からなる熊本大学大学院等検討委員会が設けられた。同年5月6日の第1回委員会の席で、学長から、①1998(平成10)年度概算要求事項として計画中の3つの構想(「地域社会文化研究科」の設置、「薬学研究科臨床薬学専攻」の設置、「自然科学研究科」の改組)の総合化の可能性を含めた全体構想について、情勢を見つつ1999(平成11)年度概算要求に向けてまとめる(短期的課題)、②熊本大学大学院のあるべき姿について、中長期的視点に立って、本学の特色を打ち出した具体像を構想する(中長期的課題)との諮問を受けた委員会は、短期的課題については各研究科で検討することとし、委員会では中長期的課題についてのみ審議することとなった。また、これを審議するに際しては、①各委員は所属研究科の利害得失を離れ、より高い視点から自由な立場で考える。②21世紀を展望し、諸課題の解決に寄与するとともに、これと取り組む人材を養成するという視点から本学大学院のあり方を検討するという基本方針を確認した。審議は翌々年までに計24回にわたり重ねられ、1998(平成10)年4月28日に「熊本大学大学院等検討委員会・中間答申」を、同年8月10日に「熊本大学大学院等検討委員会基本構想」を、そして1999(平成11)年4月22日に「熊本大学大学院等検討委員会・最終答申」をまとめた。同年5月27日の第619回評議会に提出された答申では、

①「人文社会科学研究科」「自然科学研究科」「生命科学研究科」の3研究科体制を構築する。

②この3研究科を基盤とし、教育研究の未来を先取りする「先導科学研究科(仮称)」を設置する。

ことが提言された。なお、文学・法学・教育学の3研究科が参加する区分制独立研究科「人文社会科学研究科」の構想については、1998年11月に教育学研究科が不参加を表明したことにより、文学・法学の2研究科による構想に変更せざるを得なくなった。

2000(平成12)年4月の学校教育法等の改正により、大学の組織運営がより柔軟に行われるようになったことも、改革が前進する要因となった。その1つが副学長設置である。教育・研究の実務的責任者として副学長を置き、責任所管事項に迅速かつ的確に対応することで学長を補佐する体制を整えることにより、教育研究改革を推進できるようになった。こうして、2001(平成13)年の運営会議の報告に基づき、教育体制の整備が行われた。その一環として、①文学部は外国語・情報・地域連携を強化する学部教育改革、②教育学部は熊本大学教育学部将来構想一新・教育学部の設立に向けて一、③法学部は「電子法学部」のための第1次基盤整備(教育方法の改革)、④理学部は学部改組に沿う基盤教育の充実、⑤医学部は医学教育におけるコア・カリキュラム及び全国医学共用試験の導入のための整備、⑥薬学部は九州地区での構造ゲノム科学教育の拠点化、⑦工学部は遠隔教育システム及びネットワークの構築による情報技術を基盤とした人材育成環境の整備と教育研究

の高度化、⑧自然科学研究科は国際基準の大学院教育の推進、⑨医療技術短期大学部は時代に即した医療技術者養成のカリキュラムの見直しと教育学習の情報化に、それぞれ学部改革推進重点経費が配分された。

本学の学部・研究科の改革は、国立大学としての歴史と成果を踏まえ、大学が社会に必要とされるための要点として、教育分野においては研究者や高度専門職業人の養成、地域社会構築の担い手となる人材育成、社会人の学習支援と研究指導を、研究分野においては教育への還元、人材育成、国内外及び地域的貢献、産業への貢献を挙げていた。そのために、卓越した研究分野の創成、学際的研究の推進が本学の果たすべき使命であるという目標が掲げられ、この方針に基づいた学部及び大学院の整備拡充が図られることになった。

---

## 第2節 各学部における学科再編成

---

教育学部では、2000（平成12）年、従来の小学校教員養成課程・中学校教員養成課程・養護学校教員養成課程・養護教諭養成課程・特別教科（看護）教員養成課程・生涯スポーツ福祉課程という組織を抜本的に改め、全体を5つの課程からなる「学校教育部門」と2つの課程からなる「地域教育部門」に再構成した。

これは、発足以来の学校教育教員養成機関としての役割を維持しつつ、地域の教育力の喪失が学校教育の混乱の一因となり学校を地域において孤立化せしめているとの現実を踏まえ、地域の教育力を再生させる社会教育と学校教育の統一的再編成を意図したものである。そのため、地域共生社会課程は、社会教育部門として、地域における共生社会実現に取り組む実践的コミュニケーション能力を持った人材養成を目標に掲げた。

文部省は、1997（平成9）年5月、教員需要の低下に伴い、教員養成定員を全国で5,000人削減し、全国の教員養成大学及び学部に対して、入学定員を削減して主として小学校教員養成に特化した改組を行うよう要請した。本学はこれを受けて、小学校・中学校及び養護教諭養成課程の学生定員を一部削減する必要があると、この再編は、削減分を既存の生涯スポーツ福祉課程と地域共生社会課程へ振り替えることにより可能となった。

なお、この再編に際しては、教員養成の面から、小学校及び中学校教員養成課程はおのおの独立させるべきとの主張が認められ、中学校教員養成課程が認可された。

2008（平成20）年4月、教育学部の特殊教育特別専攻科が特別支援教育特別専攻科に改称された。同時に、教育学研究科（修士課程）障害児教育専攻も教育学研究科（修士課程）特別支援教育専攻に改称された。

この改称は、2003（平成15）年12月、中央教育審議会が「特別支援教育を推進するための制度のあり方について」の答申を出し、特別支援学校（仮称）の対象となる5種類の障がい種別に加えて、さまざまな障がいに関する幅広く基礎的な知識を有していることを期待して行われたものである。これにより、特別支援教育を担当する教員には、特別支援教育に関する基礎的知識以外に、障がいのある幼児・児童・生徒の心理、生理及び病理に関する一般的な知識と理解、それらの生徒の教育課程及び指導法に関する深い知識と理解並びに実践的指導力、小・中学校の支援のために必要なLD・ADHD・高機能自閉症等に関する知識と理解及び実践的指導力が免許状で担保されることになった。

更に、2007(平成19)年度からは、盲学校・聾学校・擁護学校ごとに分けられていた免許状が、「学校教育法」の一部改正により特別支援学校教諭免許状に一本化された。本学においても、これに基づいてカリキュラムの改正を行い、知的障害・肢体不自由・病弱の領域の免許状を出すことになった(部局史編第3編第7章参照)。

工学部では、1999(平成11)年4月、システム科学専攻を生産システム科学専攻に、生産科学専攻をシステム情報科学専攻に改組した。

また、2000(平成12)年度には、教育と研究に関する新しい理念に基づいて、環境科学専攻を環境共生科学専攻に改組した(自然環境基礎科学講座・広域環境保全工学講座・防災システム工学講座・人間環境工学講座)。

更に2006(平成18)年、環境システム工学科を建築学科と社会環境工学科に、知能生産システム工学科を機械システム工学科とマテリアル工学科にそれぞれ分離し、電気システム工学科と数理情報システム工学科の情報系コースが情報電気電子工学科として統合され、数理情報システム工学科の数理システムコースが独立して数理工学科となり、7学科編成となった。この改組は、基礎教育と学際的教育を強化するための1996(平成8)年の改組に続くものであった(部局史編第2編第2章参照)。

文学部では、2003(平成15)年4月から、人間科学科・地域科学科・歴史学科・文学科のほかに独立したコミュニケーション情報学コースを創設した。同コースは、高いレベルの英語運用能力とメディア運用能力を身につけることによって、情報を読み解く能力と発信力を高め、国際化された高度情報化社会に貢献しうる人材の養成を目的とするものであった。

2005(平成17)年には、人間科学科と地域科学科を統合して総合人間学科とし、コミュニケーション情報学コースを学科に昇格させ、従来の歴史学科・文学科とともに4学科に改組した。改組に合わせて既存の分野制を廃止し、複数の分野を1つのコースに統合したコース制を導入した。このコース制では、学科内のどのコースに所属するかは1年次では未定で、2年次に進学する際にいずれかのコースに所属することになる。各コースには手本となる複数の履修モデルが用意されており、これを参考に自身に最もふさわしい学習計画を立てることができ、1つの分野に限ることなく人文社会系分野を幅広く学ぶことができるようになった。同時に、専門基礎科目及び専門科目として「コミュニケーション能力全般」及び「英語運用能力」を育成する科目を設け、これらを学部学生共通の必修科目とした。

この改組は、2003(平成15)年3月の教授会において検討された。教育研究改革委員会による「学際コース整理統合と新履修コース設定計画(案)」に基づくもので、その後3度の修正を経て、2004(平成16)年5月に「文学部改組計画の概要」として教授会の了承を得て実施されることとなったものである(部局史編第3編第2章参照)。

また、これまで人間科学科と地域科学科は、方法は異なるがいずれも現代社会の抱える課題に応える研究を行ってきた。そこで、これを統合して社会人間学・人間科学・地域科学の3つの教育コースとし、人間・社会・地域という3つの位相において人間生活の基本的仕組みを多角的・立体的に理解させ、研究を深化させる目的で総合人間学科に再編したものである。

一方、コミュニケーション情報学科は、英検準1級、TOEFL(CBT)230点、TOEIC

850点を英語運用能力の到達目標と定めた。

理学部では、2004(平成16)年4月から、理科全般に対する基礎教育を施した上で学生の選択によって専門へ進む教育プログラムを導入した。これに伴い、全員が理学科に入学した後、3年次に数理科学、物理・化学、地球環境、生物環境の4プログラムのいずれかを選択することとなり、学部学生共通の基礎科目と3年次以降に展開科目・発展科目を設けるなどのカリキュラムの変更を行った。

この改組は、理学の既存の枠組みにとらわれず、柔軟で幅広い知識を身につけた人材を育成し、社会のニーズに応えるためのものであった。学生が入学後の2年をかけて専門分野をじっくり選択できるというメリットをより有効にするためにチューター制を導入し、学生約3名に1名の教官がついて定期的に面談し、履修計画や将来のコース及び履修モデル選択を進めていく体制を整えた。

理学部は、これに先立つ1997(平成9)年度から既存の学科名称を改称し、23小講座を11大講座に改組していたが、その目的の1つに、多様化する学生の要請に応じてカリキュラムを柔軟化し、学科間の壁を低くすることにあった。そのため、高等学校から大学への転換教育として「専門基礎科目」を設けて各学科の学問内容を紹介するなどのカリキュラム編成を実施しており、2004(平成16)年のカリキュラム変更は、1997年改組の目的を更に進めるものであった。

薬学部では、2006(平成18)年、医療技術の高度化と医薬分業の進展等に伴い、医薬品の安全かつ適正な治療への適用などを担うにふさわしい薬剤師と、創薬など高品質の新薬の研究開発を推進する薬学研究者のための高度な教育過程としての薬学教育を整備するため、全国の国立大学としては初めてとなる薬剤師養成を目指す6年制の薬学科と、創薬及び関連の生命科学の研究者養成に特化した4年制の創薬・生命薬科学科の2学科を設置した(部局史編第1編第5章参照)。

薬学科は、基礎医学系及び臨床医学系教員の協力による特色ある薬学教育モデル・コアカリキュラムと実務実習モデル・コアカリキュラムを編成し、入学定員も55名と、国立大学の中で6年制学科の学生数の割合が最も高い。一方、創薬・生命薬科学科は入学定員35名で、発生医学研究センターや生命資源研究・支援センター教員も参加した学生の自主性を尊重したカリキュラムを編成した。

なお、4年制学科の学生は薬剤師国家試験受験資格を有さないこと、また学生の多くが創薬研究者を目指しており、研究職に就くためには大学院への進学が必要であることから、創薬・生命薬科学(博士前期課程、2年制)の設置を申請することとなり、2010(平成22)年度の設置が認可された。

---

### 第3節 各研究科の再編成

---

2000(平成12)年4月、教育学研究科に養護教育専攻が設置された。これまで学部としては九州の国立大学で唯一の4年制の養護教諭養成課程があったが、これに対応する大学院修士課程が設置されていなかったため、これに関連した大学院として開設が要望されていた。

文学研究科では、2001（平成13）年度に、従来からの懸案であった国文学・英文学・独文学3専攻の言語文学専攻への統合を果たすとともに哲学専攻を人間科学専攻に改称し、人間科学専攻・地域科学専攻・歴史学専攻・言語文学専攻の4専攻に改組された。

薬学研究科は、2001（平成13）年、「ゲノム創薬」を標榜する分子機能薬学専攻（博士課程）を全国に先駆けて設置した。これは、ゲノム解析により得られた情報を創薬や医療に応用する研究及びこれに対応しうる人材の育成を目指したもので、遺伝子機能応用学・創薬基盤分子設計学・生体機能分子合成学・機能分子構造解析学の各講座からなっている。これに協力講座として細胞機能分子解析学・病態遺伝子解析学の2講座が加わるとともに、学外からは化学及血清療法研究所の薬物機能評価学講座が連携講座として加わった。

医学研究科においては、2002（平成14）年度から、4年生の他学部出身者を対象に、博士課程との一貫教育を念頭に置いた修士課程（医科学専攻）が大学院医学研究科に設置された。この課程は2年制単一専攻で、博士課程に進む者を進学者として扱い、一般入学試験とは別の進学者選抜試験を実施するなどして進学を奨励した。

2003（平成15）年には、医学・薬学の両研究科を1部局に統合して医学薬学研究部とし、系統的教育の実施と責任体制を明確にするため、教育組織としては薬学研究部と医学研究部の2つを分離独立させた1研究部・2教育部という我が国初の組織を誕生させた。

この改革は、①生命現象の正常を把握し異常を定義する基盤的研究の充実、②臓器の異常だけでなく、それを持つ病人を治療する全人的医療の実践、③病気を予知し予防する予防医学への先端医学の導入、④未知の医学・薬学・医療への挑戦の4つを基本目標とし、その理念を実現するため、研究推進のための研究部と人材育成のための教育部を設置したものである。

この改革の構想は、1999（平成11）年5月の「学校基本法」第66条の改正により、大学院を置く大学に教育研究上の基本となる研究科以外の組織が設置できるとされたことに始まる。これを受けて、医学、薬学の両研究科において組織改革に急ピッチで取り組むようになった。2000（平成12）年12月には医学・薬学合同部局化構想委員会を組織して、2研究科の融合に伴う教育研究体制及び管理運営上の諸問題について検討を重ね、医学・薬学の両研究科を1部局に統合して医学薬学研究部とし、教育組織としては、系統的教育の実施と責任体制を明確にするため、薬学研究部と医学研究部の2つを分離独立させるという本学独自の方式を構想し、その設置が認められた。これにより、医学と薬学の垣根を越え、それぞれの専門に合った専攻系と講座において国際的に通用する人材の養成が可能となった。また、医学教育部博士課程と薬学教育部博士後期課程との間に共通カリキュラムを設定し、両分野に精通した高度な知識を有する人材の育成を目指すことになった。

これに伴い、医学研究科修士課程及び博士課程を廃止して、医学教育部修士課程（医科学専攻）、医学教育部博士課程（生体医科学専攻・病態制御学専攻・臨床医科学専攻・環境社会医学専攻）が、薬学研究科博士課程を廃止し、薬学教育部博士課程（分子機能薬学専攻・生命薬科学専攻）がそれぞれ設置されることになった（部局史編第1編第6章参照）。

2008（平成20）年には、医学教育部（博士課程）の生体医科学専攻・病態制御学専攻・臨床医科学専攻・環境社会医学専攻の4専攻を医学専攻の1専攻に改組した。

この改組は、2007（平成19）年4月の学校教育法改正に伴う大学院設置基準の変更により、医科系大学院においては、研究指導中心の教育からカリキュラムに基づく授業へ改め

るとされたこと、大学院教育目的の多元化、すなわち研究者・教育者の育成に加えて高度医療人の育成も目的とされたことによるものであった。専門分野の周辺にまで及ぶ学問的素養の涵養も意図したカリキュラム構成が求められたことに対応して単一専攻体制に改めるとともに、授業科目の改訂を行い、研究指導科目と臨床指導・講義科目の2つに大別した教育カリキュラム編成を行った。

自然科学研究科は、複合的・融合的・国際的視野を持つ創造性豊かな人材養成を目指して、1988(昭和63)年に工学部と理学部を母体として設置された。同研究科は、発足当時から修士課程(博士前期課程)と博士後期課程の統合及び博士後期課程の4専攻制を目指して準備を整え、概算要求を出し続けてきた。そして、1998(平成10)年、工学研究科と理学研究科を廃止して、物質科学、材料システム、機械システム、数理科学・情報システム、電気システム、自然システム、環境土木工学、建築学の8専攻からなる自然科学研究科の博士前期課程へ移行した。これにより、高度な専門教育を実施する前期課程と先端的・学際的・融合的な教育研究を行う後期課程からなる、理工系5年の一貫した教育体制が確立した。また、博士後期課程に物質・生命科学専攻を増設し、システム科学・生産科学・環境科学の3専攻と合わせ、目標としてきた4専攻制が実現した。

更に自然科学研究科では、2006(平成18)年、大学院重点化後に「融合」を理念とする改組を行った。これは、科学技術の進歩と発展が、各分野での細分化を進める一方で、従来の学問体系では見られなかった新しい境界領域、学際領域の開拓へと向かう学問的要請に鑑み、また、複雑化・多様化する社会においては特定分野の専門家ではなく、広い視野を持ち専門的知識を応用できる実践的人材が求められているとの社会的要請に基づく改組であった。

まず、理学・工学研究のより一層の高度化と先端融合の機動的展開のため、両学部に所属する全教員を研究科所属とし、大学院重点化・一元化を図った。博士前期課程は、理学専攻・物質生命科学専攻・マテリアル工学専攻・機械システム工学専攻・情報電気電子工学専攻・社会環境工学専攻・建築学専攻・複合新領域科学専攻の8専攻に再編された。また、博士後期課程は、理工系融合の衝撃エネルギー科学・生命環境科学・複合ナノ創成科学の各講座からなる「複合新領域科学専攻」、理学系の数理科学・物理科学・化学・地球環境科学・生命科学の各講座で構成された「理学専攻」、工学系の物質・生命化学・マテリアル工学・先端機械システム・機械知能システムの各講座からなる「産業創造工学専攻」、先端情報通信工学・機能創成エネルギー・人間環境情報・応用数理の各講座からなる「情報電気電子工学専攻」及び「環境共生工学専攻」の5専攻に改組された。

更に、研究開発リーダーや起業家を育成するためのMOT(Management of Technology)特別教育コースを新設した。このコースは、ビジネスモデルや商品コンセプトをデザインする力と、多彩な人材を活かしてプロジェクトを完遂するマネジメント力の修得を主たる目的とするもので、1年間で修了できる博士前期課程全専攻共通の自由選択教育コースである。

---

## 第4節 新研究科設置

---

### 1 社会文化科学研究科博士課程

1972(昭和47)年に設置された大学院修士課程文学研究科と大学院修士課程法学研究科は、早い段階から人文社会科学系大学院博士課程設置へと動き始め、1986(昭和61)年12月に法学部大学院検討委員会、1987(昭和62)年4月には文学部大学院問題検討委員会が設置された。

その後、1991(平成3)年4月に法学部に大学院博士課程設置準備委員会、同年12月に文学部に同名の委員会が設置され、博士課程設置に向けた検討を開始した。

1992(平成4)年12月、学長を委員長とする熊本大学人文・社会科学系大学院(博士課程)設置検討委員会が設置され、翌年5月に「熊本大学大学院『文化社会研究科(後期博士課程)』設置構想の概要」を文部省に提出したが、種々の理由により実現できなかった。その理由の1つは、人文社会科学系と自然科学系を統合した大学院構想が可能かどうかということであった。そこで、1996(平成8)年12月、各研究科の教授1名ずつからなる大学院等検討委員会が設置され、大学院教育の改革に関する事、大学院全体の整備充実の基本方策に関する事、生涯学習の推進に関する事等を議論することとなった。

この段階では自然科学研究科と人文社会科学系の研究科との統合が可能か否かが課題であったため、理学部・工学部・自然科学研究科・法学部・文学部からなる連絡会議と作業部会を設けて統合化を検討した。しかし、自然科学研究科と人文社会科学系の統合は困難との結論に至り、1997(平成9)年2月の博士課程設置専門委員会では、まず、人文社会科学研究科を設置することとして3月6日に「大学院等検討委員会 部会報告」をまとめ、同月27日の評議会で了承を得て、自然科学研究科の改組計画を文部省に説明することになった。

その後、1998(平成10)年4月28日に「熊本大学大学院等検討委員会(中間答申)」が出され、8月10日には「熊本大学大学院等検討委員会基本構想」が示された。この構想は、自然科学、生命科学、人文社会科学系大学院の各博士課程を整備するというもので、人文社会科学系大学院については、文学・法学・教育学の3研究科を統合した独立研究科として博士課程の実現を目指すというものであった。この時期からは、博士前期及び後期課程という区分制大学院が目指されるようになった。

熊本大学大学院等検討委員会が提示した、文学・法学・教育学の3学部による前期課程(修士)と後期課程(博士)からなる区分制大学院構想案は、1998(平成10)年11月の文学・法学両学部教授会で承認されたが、教育学部は9月の教授会で、教育学研究科を単独で存続させることを前提に教育学研究科の改革を進めること、教職大学院の機能・構成等については2008(平成20)年度設置に向けて検討を進めることを確認し、人文社会科学系大学院構想に加わることを否決した。このため、教育学部を外した文・法の両学部を基礎とする博士課程が構想されることになった。

2000(平成12)年10月、地域の文化的・政策的課題を的確に解決しうる指導的な高度専門職業人の育成を目的とする「社会文化政策研究科」構想が策定された。その後名称を「社会文化科学研究科」に改め、文化学専攻と公共社会政策学専攻の2専攻とする構想を2001年(平成13)年に文部省に説明し、同年7月「熊本大学大学院社会文化科学博士課程設置計



画書」として文部大臣に提出、同年10月の大学設置・学校法人審議会大学設置分科会審査会の審査を経て認可された。この構想はこうして同月25日開催の評議会において副学長、及び文・法両学部長並びに両学部の評議員からなる熊本大学大学院社会文化科学研究科（博士課程）設置準備委員会の発足が承認されると、開設に向けた準備が本格化し、2002（平成14）年4月、社会文化科学研究科博士課程が発足した（部局史編第3編第4章参照）。これに伴い、文学・法学の両研究科は廃止され、社会文化科学研究科へ統合されることになった。

同課程は文学・法学両学部の大学院修士課程の上にまたがる独立組織の博士課程であった。九州の国立大学で人文社会系博士課程が設置されるのは九州大学に次いで2番目で、これにより本学は、工学・理学両学部をまたぐ自然科学研究科、医学部・薬学部をまたぐ生命系研究科とを併せ持つ、総合大学にふさわしい大学院体制が整えられた。

社会文化科学研究科は、文化学専攻（文化資源論講座・文化形成論講座）公共社会政策学専攻（地域公共政策論講座・公共社会形成論講座）の2専攻からなり、研究者養成を目指す従来の博士課程とは異なり、専門的な研究能力を活かしてさまざまな分野で活躍する人材の養成を目標とするものであった。

また、修士課程からの進学者のみならず、現職の社会人も積極的に受け入れることを念頭に置いて計画された。

2006（平成18）年、社会文化科学研究科修士課程に「教授システム学専攻」が設置された。この専攻は、教育効果が高く効率のよい教育コース及びコンテンツの設計・開発・実施・評価・改善を行うためのインストラクショナル・デザインを中核とする教授システム学の教育研究を行い、この教授システム学に基づき、eラーニング環境の導入・運営・コンサルティング等を行うことのできる高度専門職業人を養成することを目的として設置された。

この専攻の立ち上げは、2005（平成17）年5月の教育研究評議会に、eラーニング・プロフェッショナル養成研究科（仮称）の人材養成目標等（案）とeラーニング・プロフェッショナル養成研究科（仮称）の構想（案）が提示され、審議の結果了承されたことに始まる。これをもとに、eラーニング開発研究科（独立研究科修士課程）として文部科学省との事前相談に入ったが、その過程で、社会文化科学研究科に独立専攻（修士課程）として教授システム学専攻を整備することとなり、同年6月の教育研究評議会です承されたものである。こうして教授システム学は、同年12月5日の大学設置・学校法人審議会において設置が認可された（部局史編第4章第4項参照）。

2008（平成20）年、文学研究科（修士課程）人間科学専攻・地域科学専攻・歴史学専攻・言語文学専攻、法学研究科（修士課程）法学公共政策学専攻及び社会文化科学研究科（修士課程）教授システム学専攻は、社会文化科学研究科（博士課程前期）公共政策学専攻・法学専攻・現代社会人間学専攻・文化学専攻・教授システム学専攻に改組された。また、社会文化科学研究科（博士課程）文化学専攻及び公共社会政策学専攻は、社会文化科学研究科（博士後期課程）人間・社会科学専攻・文化学専攻・教授システム学専攻に改組された。

## 2 法科大学院（法曹養成研究科）の設置

本学においては1999（平成11）年度から、法科大学院設置に向けた検討が法学部で開始されていたが、2001（平成13）年12月に中央教育審議会大学分科会法科大学院部会が法科大学院設置の方針を打ち出したことを受けて、大学院設置に向けた具体的な議論が開始さ

れた。この当時から、経済・金融の国際化の進展、人権・環境問題等の国際的な問題への対処、知的財産権・医療過誤・労働関係等の専門的知見を要する法的紛争の増加に対応するため、法廷の内外を問わず、公平かつ迅速に対応できる法曹養成が課題とされていた。

2002(平成14)年7月開催の教育研究評議会において、法科大学院は、①九州中南部地域における弁護士過疎の解消と法的ニーズへの積極的対応を目指して設置されるもので、本学が目的の1つに掲げる地域貢献のために不可欠であること、②新しい「専門職大学院」として位置づけられており、本学の大学院に期待されている高度専門職業人養成機能として重要な役割を担うものであること、③多様な資質と能力を持った法曹の養成を目指すものであり、入学者の3割程度は理工系・医薬系・人文系などの他学部出身者や社会人の受け入れを制度的要件にしていることなどから、全学的立場で設置を推進する組織を運営会議のもとに設けたいとの学長からの提案があり、了承された。学長、副学長、法学部長、文学部長・教育学部長・大学院社会文化科学研究科長のうちから1名の委員で構成される熊本大学法科大学院設置推進委員会が組織され、理学部長・工学部長・大学院自然科学研究科長のうちから1名、医学部長・薬学部長のうちから1名の委員で構成される熊本大学法科大学院設置推進委員会が組織され、2004(平成16)年4月の開設を目指して、文部科学省との折衝に入るようになった。

一方、実務経験を持たない教員が多いことから、実務と理論をつなげるため、2002(平成14)年度の県弁護士会の協力による実務研修を皮切りに、2003(平成15)年度からは司法研修所、熊本地方裁判所及び熊本地方検察庁の協力による実務研修を実施して開設に備えた。

こうして本学における法科大学院の設置については、法科大学院設置推進委員会及び同専門委員会において検討が重ねられ、2003年(平成15)年6月30日に設置計画書が提出された。その後9月4日の意見聴取及び10月3日の実地視察における審査委員の意見を踏まえ、10月10日に補正計画書が提出され、11月20日の大学設置・学校法人審議会大学設置分科会の審査を経て設置が認可された。これを受けて同研究科の管理運営に係る必要な事項を審議するための法曹養成研究科(仮称)設置準備委員会が組織された。

2004(平成16)年4月、法学研究科を母体とする法科大学院(法曹養成研究科)が開設された。これに伴い、法学部教員の多くが法科大学院に移籍することになり、法学研究科の法学専攻、公共社会政策学専攻が法学公共政策学専攻に改組された(部局史編第3編第5章参照)。

一方、法学部においては法科大学院設置に伴う教員数の大幅減少を考慮しながら、教育目的及びカリキュラムの抜本改革を目指し、2004(平成16)年4月、法学部という名称を残しながら、従来の法学科・公共政策学科の2学科(6大講座制)を法学科の1学科(4大講座制)に再編した。

---

## 第5節 医学部保健学科の発足

---

医学部保健学科は、1976(昭和51)年10月に設置された熊本大学医療技術短期大学部と1966(昭和41)年4月に設置された熊本大学教育学部特別教科(看護)教員養成課程を改組・統合して、2003(平成15)年10月に設置された。保健学科は、看護学専攻・放射線技術科学専攻・検査技術科学専攻の3専攻からなり、生命や人間の尊厳に基づく心豊かな教養と

高度な専門知識・技能を備え、チーム医療のスタッフとして活動し、広く社会に貢献できる資質の高い医療者・研究者・教育者の育成を基本理念及び教育目標としている。

医療技術短期大学部においては、1992(平成4)年、部内に部長、一般教育及び3学科の学科主任並びに各学科1名の教官からなる「将来構想検討委員会」が設けられ、4年制化に関する具体的な検討が開始された。同委員会から医学部長あてに医学部保健学科設置に関する要望書が提出されると、医学部教授会はこれを受けて保健学科設置を検討することを決定し、短期大学部と合同の「医療技術短期大学部4年制問題懇談会」を組織して設置の必要性についての検討を行った。その結果を踏まえ、医学部に「保健学科設置検討委員会」が組織され、同委員会と短期大学部との合同検討会として「医学部保健学科構想懇談会」がもたれた。そして1993(平成5)年4月、医学部教授会は医学部保健学科概算要求を決定し、教育学部特別教科(看護)教員養成課程に対し協力を要請した。4年制問題は、看護系教授の確保と、教育学部特別教科(看護)教員養成課程との関係を抜きには進展が期待できないからであった。

1994(平成6)年4月、医療技術短期大学部4年制問題懇談会は「医学部保健学科の概要(案)」をまとめ、教育学部長に説明、6月からは医学部・教育学部・短大部の3部局合同の懇談会が設けられた。その後、3部局の会議が開催されたが調整がつかず、1995(平成7)年5月に教育学部が独自の構想計画案を進めることを表明したため、1997(平成9)年3月まで協議の成果は得られなかった。

その後、この問題が進展を見せ始めた要因の1つに、1998(平成10)年頃から医療技術の高度化に対応する保健学科の必要性が全国の国立大学で認識され、その実現に向けた取り組みが本格化したことが挙げられる。

本学では、医療技術短期大学部の4年制化が検討される中で高等学校の看護科の教員を養成する特別教科(看護)教員養成課程の廃止が議題となり、1998(平成10)年12月に設置された「熊本大学看護教育等検討委員会」において、2003年(平成15)年10月の医学部保健学科設置と同時に当該課程の教官を医学部へ移籍させることと、保健学科において看護教員養成を行うことが決定した(部局史編第3編第6章参照)。

保健学科の教育目的は、有能な医療人の育成であり、学士の学位とともに看護師、保健師、助産師あるいは診療放射線技師、検査技師の国家試験受験資格を取得させることであり、また、高等学校教諭一種免許状(看護)課題を認定することである。なお、養護教諭二種免許状は、保健師免許取得後に申請すれば取得できる。保健学科各専攻はこの目的のために次のような教育課程を編成している。

看護学専攻は、基礎看護学講座として看護基礎学分野、看護教育学講座として看護教育学分野、臨床看護学講座として成人看護学分野及び精神看護学分野、母子看護学講座として小児看護学分野及び母性・助産学分野、地域看護学講座として地域看護学分野及び老年看護学分野の5講座8分野で構成され定員80名である。看護学専攻の教育は保健師助産師看護師法の指定規則を充足するために、大講座制を採用している。

人々の健康や生活に対する意識の変化に対応して、看護職員の活動の場は施設内にとどまらず、地域や在宅へと拡大している。質の高い看護を提供するためには、高い倫理観と豊かな社会的視野や人間性を有し、看護学・保健学・助産学・養育学の専門的知識と実践力を兼ね備えた人材の養成が求められている。看護学専攻は、人々の健康や福祉の向上の

ため、看護の社会的機能を十分に担うことのできる基礎的、総合的な看護実践能力並びに教育実践能力を養うことを目標としている。

放射線技術科学専攻は、医用理工学講座として医用理工学分野、医用画像学講座として医用画像学分野の2講座2分野の構成で、定員40名である。

教育内容としては、放射線を利用した医療機器の安全管理、診断に必要な医療画像の提供、放射線治療を行うための医療技術の提供などが可能な人材の育成を目標とするカリキュラムが組まれている。また、非放射線である磁気・電磁波・超音波などの物理現象を用いた医療機器への対応、情報処理技術等の教育も行っている。

検査技師科学専攻は、構造機能解析学講座として構造機能解析学分野、生体情報学講座として生体情報学分野の2講座2分野の構成で、定員40名である。

専門教育では、病気の治療や健康状態の把握に必要な検査を行う技術を修得するための臨床検査の知識と技術、近年急速に発展してきた細胞工学・遺伝子工学的手法や情報処理技術を学ぶようになっている。

更に、3専攻共通のチーム医療演習を設け、お互いの専門技術を理解して患者に対応する教育を実践している。

2007(平成19)年10月、保健学教育部保健学専攻修士課程が設置された。この課程は、看護学分野(精神看護学、看護教育学、母子・女性健康科学の3専門領域)、医用放射線科学分野(基礎放射線技術学、臨床放射線技術学の2専門領域)、検査技術科学分野(病態情報解析学、生体情報解析学の2専門領域)の3分野からなっており、保健・医療・福祉分野における高度専門職業人、指導者及び研究者の育成を目的として設置された。

なお、保健学教育部保健学専攻博士後期課程は、2009(平成21)年10月に看護学分野・療技術分野の研究者、教育者及び高度医療専門職業人の養成を目的として設置が認可され、2010(平成22)年4月に開設された。

---

## 第6節 高度情報通信社会への対応

---

国立大学法人化前後の教育改善に関する大きな特徴の1つとして、急激な情報化が挙げられる。この教育の情報化については、1991(平成3)年2月8日の「大学審議会答申」において、学生の学習の充実について「流動的で複雑な社会や学術の新たな展開、更には国際化・情報化の進展に適切に対応し得る知的・身体的能力が育成されるべき」とされ、例えば「双方向的授業が現在以上に重視される必要があり、また、関連する情報処理・語学学習等の施設・設備の整備も重要である」と、大学教育の情報化について言及がなされた。1998(平成10)年1月14日の学術審議会の建議では、我が国の情報分野の研究が欧米各国に比べて著しく劣っているとし、21世紀に向けてそれを早急に是正するために「情報に関する学問の中核となっている情報科学・計算機科学の充実とともに、生命科学系、人文社会系などの分野と広く関連を深めていく方向でその推進を図る」ことが求められた。

同年10月26日に出された大学審議会の答申「21世紀の大学像と今後の改革方針について」では、高等教育を取り巻く社会状況について、地球規模での協調・共生と一方では国際競争力の強化が求められる時代であるとし、21世紀初頭の大学像として、「マルチメディア

をはじめとする情報通信技術の活用は高等教育の充実に新たな可能性を開くものであり、各大学において積極的かつ効果的に活用できるように制度面での取扱を一層柔軟・弾力的にしていかなければならない」と、教育システムの柔構造化を推進し、多様な学習需要へ積極的に対応することの重要性が指摘された。

1999(平成11)年9月21日、文部省は「教育改革プログラム～『教育立国』を目指して～」で以下の方策を示し、情報化の進展への対応を各大学に求めた。

#### ①高等教育におけるマルチメディアの活用

マルチメディア技術の進展に対応した高等教育の充実を図るため、大学設置基準等を1998(平成10)年3月に改正して、高等教育機関におけるマルチメディアを活用した遠隔授業の単位認定を可能とする制度整備を行ったところであり、今後、衛星通信を活用した大学間のネットワーク化の推進、メディア教育開発センターにおけるマルチメディアを利用して行う教育の内容・方法等の研究開発やその成果の各高等教育機関への提供などにより、高等教育におけるマルチメディアの一層の活用を図る。

#### ②大学における情報処理教育の充実

情報通信技術の進展に対応できる人材育成の機能を充実するため、学協会(研究者教が互いの連絡、知識や情報交換・研究成果の発表のために組織した団体の総称)による標準的な教育カリキュラムの研究開発等の取り組みを支援するとともに、それらを踏まえた学協会と各大学における情報処理教育の一層の質の向上を目指した自主的な取り組みを促す。

また、2000(平成12)年11月28日の生涯学習審議会の「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について」の答申においても、新しい情報通信技術を活用した生涯学習施策の基本的方向として「高等教育機関(大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校)は、地域住民に対する情報リテラシーの学習の場や機会の提供とともに、衛星通信やインターネットを活用して各大学等の公開講座を全国津々浦々の人々に提供していくなどの取り組みが重要」との提言がなされた。

更に、同年12月の中央教育審議会の「新しい時代における教養教育のあり方について」の審議とりまとめにおいても、情報通信技術を駆使してあふれる情報の中から必要なものを取捨選択して活用する能力を持つことが求められていた。

文部科学省は、こうした答申等を踏まえ、高等教育機関における教育・研究の情報化の施策を推進していった。

本学における情報関連システムの整備は、1980年代後半から各部署ごとに検討・実施されてきた。情報基盤整備としては、総合情報処理センターが、学内LAN(研究用・事務用)の整備と研究開発及び情報教育にあっていた。

総合情報については、大学ホームページ管理、広報、情報公開を情報処理課と総務部企画広報室及び広報委員会が担当していた。

学務情報については、教務課の学務情報係と情報教育係が学務情報システムSOSEKI及びCALLシステムの管理・運営にあっていた。

学術情報については、1980(昭和55)年1月の学術審議会の「今後における学術情報システムのあり方について」の答申に基づき、附属図書館事務部が1982年(昭和57)年から電算化の導入に向けた動きを始めた。同年7月、図書館内に「図書館業務電算化委員会」を設置し、業務電算化の中核となる開発班とそれを支援する推進班を編成して、電算化に向

けた基本方針について検討を開始した。8月からは、開発班がコンピュータに関する基礎知識習得のため、事務の電算化に最も適しているとされたCOBOLの学習会を、推進班が各係の業務についての分析と資料作成をそれぞれ行うことになった。以降も着々と電子化が進められ、図書館情報システム（オンライン蔵書目録システムなど）や電子図書館システム（電子ジャーナル・各種データベース）を構築していった。

一方、事務情報については、情報処理課が業務システムのメンテナンスとセキュリティ管理にあたり、汎用システムとして①人事事務、②給与計算、③共済組合、④予算執行、⑤物品管理、⑥委任経理・科学研究費、⑦国有財産管理、⑧授業料債権管理、⑨授業料免除、⑩建設工事資格審査事務等の各システムを、独自開発システムとして①物品請求管理、②清掃契約事務システムを、市販システムとして①給与（謝金）、②生命保険等のシステムを導入した。また、総務課を中心に文書管理システム、入試課による入試システム（COMET）等が導入されたほか、附属病院が医療情報システムとして電子カルテや遠隔医療などに取り組んだ。

情報環境の整備に関して大きな画期となったのは、1994（平成6）年4月から運用が始まった熊本大学情報ネットワーク（KUIC）である。電子メールやWWW（ワールド・ワイド・ウェブ）の活用と普及は学外との情報交換を容易にしたが、一方では利用者の増加や新ソフトの導入などにより回線を圧迫する事態になった。これには1997（平成9）年にATM（ATM技術を用いた高速データ転送方法）を付加するなどの措置を講じることにより、情報技術の高度化や需要の増大に対応してきた。

## 1 熊本大学情報化委員会の設置

その後も急進を続ける情報化社会の伸展を前に、2000（平成12）年5月の評議会において熊本大学情報化委員会の設置が提案された。これは教育系・研究系・事務系など、これまで学内で個別に整備されてきた情報基盤を系統的に整備し、効果的かつ効率的なシステムの管理運営体制を実現することにより、情報リテラシー教育や外国語教育など情報メディアを活用した教育の環境や教育支援体制の整備を目的とするものであった。

情報化委員会は、良永彌太郎副学長（法学部教授）を委員長として、附属図書館長、総合情報処理センター長、大学教育研究センター長、生涯学習教育研究センター長、広報委員会委員長及び各学部、大学院自然科学研究科、医療技術短期大学の教務委員長、総合情報処理センターの教官1名、大学教育研究センター教養教育実施委員会実施部会委員1名、事務局各部長、附属病院事務部長、附属図書館事務部長、部会及びワーキンググループの代表各1名、その他委員長が指名する者若干名の計25名で組織された。

また、情報化に関する専門的事項の調査・検討及び実施・運営にあたるため、教育研究の情報化推進に関するワーキンググループ（平山忠一附属図書館長を座長として7名の委員）、地域社会との連携に関するワーキンググループ（岩岡中正生涯学習教育研究センター長を座長として8名の委員）、大学運営の情報化に関するワーキンググループ（鈴木桂樹法学部教授を座長として7名の委員）、事務機構検討ワーキンググループ（宮本英七副学長（医学部教授）を座長として7名の委員）、の4つのワーキンググループが置かれた。

情報化委員会では、①教育、研究、大学管理・運営、図書館等の各種情報関連業務及び情報サービス、②学内ネットワーク、学内共同利用の情報機器、メディア教育機器等の情

報基盤の整備並びにその維持管理及び運営体制、③情報基盤を活用した教育プログラムの実施体制及び教育方法に関し、中・長期的な方針を審議して長期的な計画を策定することとされた。

同委員会は、2000（平成21）年10月26日の評議会において、情報教育の全学的実施体制構築のために必要な教官数などについて至急検討するよう学長からの指示を受け、外国語運用能力の養成のため不可欠とされたCALLシステムを用いた教育の導入を含む情報教育の担当教官の確保に関する事項について集中審議を行った。11月14日には「熊本大学における情報教育等の担当教官の配置について（報告）」として最低限でも常勤教官8名（教授4・助教授4）の確保が必要との報告を行ったが、CALL教育は2001（平成13）年度後期からの授業再開が予定されていたため、早急に結論を出す必要があった。

2001年（平成13）年2月の運営会議において以上のような報告がなされると、同月23日開催の評議会での問題を評議会第二常置委員会に審議付託することになった。3月15日の運営委員会に第二常置委員会から「平成13年度外国語教育（CALLシステム）担当教官の定員流用について（報告）」が出され、CALLシステム構築については拙速を避けるため助教授2名の定員流用とすべきという旨の報告が評議会です承された。そして、4月の評議会において、CALL教官選考は最も関係が深い文学部で行うことが承認された。

これとは別に、2001年（平成13）年1月18日の運営会議において、学長から、本学における全学的情報教育の推進を図るための情報基盤の整備、例えば、総合情報処理センターや附属図書館等の組織、情報教育設備及び教育体制等の基本構想についての策定を行うためのワーキンググループを運営会議の下に設置したいとの提案がなされ、了承された。

情報化委員会は、2001（平成13）年6月19日付で「熊本大学の情報化の推進について（最終報告）」を取りまとめた。ただし、附属図書館の電子化に関する課題や提言はなされていなかった。

同委員会は作業にあたり、情報化推進に関する重点事項を、①教育研究、②地域社会との連携、③大学運営、④事務機構に定め、委員会内に教育研究の情報化推進に関するワーキンググループ（2000年11月～2001年5月まで11回開催）、地域社会との連携に関するワーキンググループ（2001年2月～5月まで7回開催）、大学運営の情報化に関するワーキンググループ（2001年2月～5月まで7回開催）、事務機構検討ワーキンググループ（2001年5月2回開催）の4つのワーキンググループを設けて個別に検討し、全体の委員会（2000年9月5日～2001年5月22日まで9回開催）で意見集約したものを前述の最終報告としてまとめた。

この報告は、本学の情報化に関する検討が、これまで教育系、研究系、事務系など個別になされ整備されてきたことを指摘し、これを大学全体として系統的に整備することが課題であるとして、以下のような具体的提言を行った。

①に関しては、外国語教育（CALLを用いた英語教育）が導入されているものの、カリキュラム・教材・設備・管理維持体制、専任教官の配置、技術系職員の配置、ティーチング・アシスタントの配置、情報教育については、現在の教育をより深化させるために専任教官の配置、技術系職員の配置及びティーチング・アシスタントの配置が必要であること、②に関しては、地域における高等教育研究機関の情報化として、各学部・各センター・附属図書館・附属病院・五高記念館が、それぞれの教育研究分野での成果・コンテンツの発信、研究機関としての専門領域での地域貢献、地域社会とのネットワーク連携を更に推進す

ること、③に関しては、組織の活性化・効率化、意思決定の迅速化を図るため、情報公開の徹底、教職員に対する情報教育・研修の実施、会議及び事務のペーパーレス化、ソフトウェア等のメンテナンスの負荷軽減等の検討などが挙げられた。④に関しては、2000（平成12）年12月23日開催の国立学校事務情報化推進協議会で了承された「今後における国立学校事務情報化の全体構想—国立学校における電子事務局構想について—（案）」において、情報処理課等の情報担当部門は今後、学内の情報関連部門の企画立案・連絡調整を中心とした組織にその性格を変更していくと述べられていることから、この方向に沿って情報関連部門の統合化を議論していくべきであるとして、事務の情報化・効率化を進めるとともに、それぞれの部署において個別にさまざまなデータを作成し、それぞれのシステムで運用管理している事務部内の情報の共有等が早急に取り組むべき課題として指摘された。

## 2 「総合情報環」構想の策定

情報化委員会の「熊本大学の情報化の推進について（最終報告）」が取りまとめられた3日後、熊本大学運営会議の下に設けられたワーキンググループの「熊本大学総合情報環構想」が提示された。ワーキンググループ委員は、情報化委員会委員長の良永彌太郎副学長を座長に、宮本英七副学長（医学部教授）、事務局長、附属図書館長、総合情報処理センター長、大学教育研究センター長、生涯学習教育研究センター長、両角光男前学長特別補佐（工学部教授）を委員とし、

オブザーバーとして鈴木桂樹情報化委員会第3ワーキンググループ座長、秋山秀典学長特別補佐が加わった。つまり、情報化委員会のメンバーがその大半を占めており、情報化委員会の「最終報告」の提言を受けて、3年程度の期間内に情報基盤の整備で実現すべき魅力的なサービスの体系やその実現の基底をなす施策及び実現のプログラムを提示した。

これら情報化についての報告がなされた2001（平成13）年6月評議会において、学長は「学生の情報教育並びに大学の情報化（IT化）は緊急の課題であります。私としましては、熊本大学においても、情報教育と情報基盤整備を早

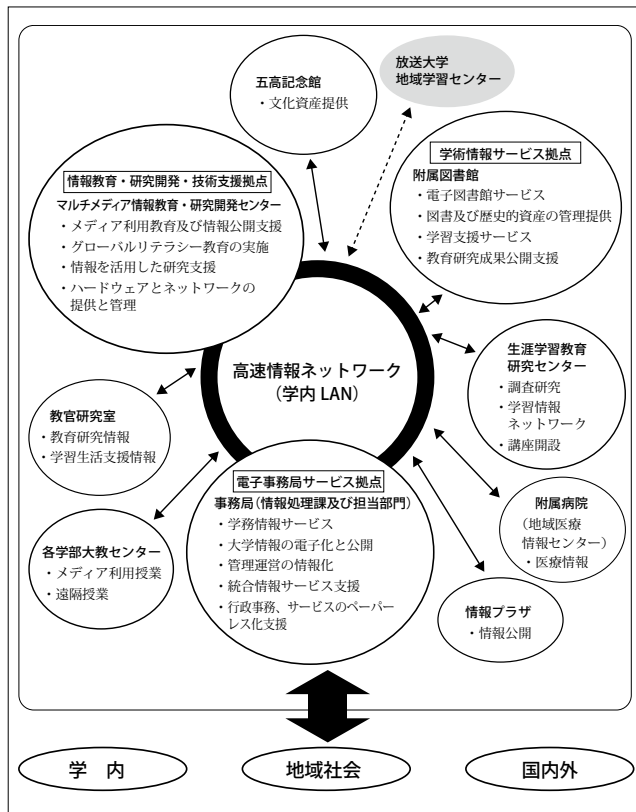


図1 総合情報環構想



急に達成することが当面の全学的な最大の目標と考え、実行に移す決意であります」と述べ、情報化が最も重要な課題であるとの認識を示した。

総合情報環構想は、高度情報通信社会の急激な発展に対応し、本学が情報技術を活用した教育研究活動、地域連携、大学運営、事務サービスの構想を立て実現に取り組むための方向性を定めたものである。

今後、本学が教育・研究・社会貢献などさまざまな局面において国際的にも通用する充実したサービスを提供し続けるためには、効果的なサービスの体系を考え、その実現を支える安定した基盤整備に取り組む必要がある。総合情報環とは、本学として早急に整備すべき一連のサービス像を描くとともに、それらのサービス提供に必要な基盤を指したもので、次の3つの体系(環)から構成されている。

- ①サービスを実現する情報通信機器やソフトウェアなど情報通信技術の体系
  - ②情報通信技術を活用したサービスを提供する整備された施設の体系
  - ③サービス実施とサービスを提供する施設の管理運営にあたる機能的な組織の体系
- この構想で謳われたサービスの具体的内容としては、以下のような内容が示されていた。

#### ①大学教育、生涯学習の充実と教員の教育研究活動支援

##### 1) 充実した外国語コミュニケーション及び情報リテラシー教育

これはグローバル化が進行する中で、外国語とりわけ英語によるコミュニケーション能力と情報通信技術の活用能力の向上が、国家的課題として提示されていることに対応するもので、2001(平成13)年度から英語教育においてCALLを導入し、同年から情報リテラシー教育に関する科目を全学必修化してきた。それを、外国語に関しては英語以外の言語に広げ、情報通信技術に関しては、それらの技術の高度化に対応した教育プログラムの高度化に努める。

##### 2) 情報通信技術を活用した大学教育・生涯学習プログラムの多様化・高度化

すなわちCALL(コンピュータを使用した外国語学習)やWWW(インターネット上で提供されるハイパーテキストシステム)などを活用した個別学習サービスの充実、情報通信技術を活用した授業システムの開発による教授法の充実、遠隔授業や学内外組織との連携による授業プログラムの多様化、放送大学との連携による授業プログラムの豊富化に努める。

##### 3) 情報通信技術を活用した学習指導・生活指導・キャリア指導の充実

既にSOSEKIを整備して、シラバスや履修登録、成績確認、証明書発行などを行ってきたが、SOSEKIの更なる機能強化のほかにも、ネットワークを通じた就職求人情報、学習資料・教材の閲覧などのサービスを拡大する。

##### 4) 教員の教育・研究事務支援サービス

教員の教育研究活動に付随してさまざまな事務処理が求められている。その中には、文書を電子媒体に置き換えることによって処理作業が簡素化・効率化されるものがあり、情報通信技術を活用して日常的な事務処理を支援する。

#### ②学内外の人々に対するわかりやすく充実した情報提供サービス及び広報サービス

##### 1) 社会にとって頼もしく相談しやすい大学としての充実した広報サービス

本学が保有する人材、知識、技術、文献、資料など豊富な知的財産を、学内はもとより卒業生や一般市民、企業などに提供する。

## 2) 学内外に提供する情報サービスシステムの充実

図書館情報検索サービス及びマルチメディア学術情報、資料館等の保有資料紹介、教員の研究成果や教育研究活動の広報、産学官連携研究推進機構などを核とした技術情報紹介、技術支援、生涯学習に関する情報提供、受験生と保護者への情報提供、国内外の大学などへの恒常的情報提供サービスを充実させる。

### ③大学の組織を活性化し、教育研究の活動を活性化する大学運営管理サービス

#### 1) 的確な情報共有と情報分析に基づく戦略的大学運営方法の確立

教育研究資源の現状分析と評価に基づく大学運営施策の展開、施策の情報公開と大学構成員の自己点検の涵養に取り組む。

#### 2) 人材を活かす「電子事務局」サービスの実現

手続きの電子化により、電子事務局としてのサービスの実現を目指す。

構想は、こうした総合情報環の構築を提示した上で、今後の整備に向けた関連主要プロジェクトとして以下の点を挙げ、実現に向けた取り組みを提言した。

#### ①情報担当副学長の設置

今後の熊本大学にとって、情報基盤整備と経営・予算問題が重要なものとなるとの指摘が、2001(平成13)年3月15日の「国立大学の現状と熊本大学のあり方について(最終報告)」でなされている。それを受けて、情報基盤の総合的推進にあたる副学長の設置が必要である。

#### ②マルチメディア情報教育・研究開発センター(仮称)の設置

マルチメディア情報通信技術を活用した全学の情報教育と語学教育(CALL)など、大学の教育研究環境を支援する組織を整備する。

#### ③附属図書館の増改築及び電子図書館的機能・自習スペースの充実

学習・研究図書館機能の拡充、電子図書館的機能の整備、そして地域との連携を図るため、施設の開放の促進と生涯学習センターとの連携を含め、中央館の増改築が早急に必要である。

#### ④生涯学習教育研究センターの建設とサービスプログラムの充実

生涯学習教育研究センターは研究室3・介護室1のスペースで活動を開始したが、生涯学習のための教室と教材開発等のスペースが不足している。これらの施設を図書館と合わせて建設する。それによって学習機能の共有を進め一層の地域貢献を果たす。

#### ⑤全学的情報基盤整備と情報サービスを推進する組織の整備

デジタルキャンパスの整備と情報サービスを推進する組織を整備する。

#### ⑥データウェアハウスの構築と効果的利用体制の整備

教育研究、地域連携、大学運営、事務サービスの施策領域を支える基盤的システムとしての体制整備及び利用体制を検討する。

#### ⑦電子事務局サービスの計画と実現

ペーパーレスオフィスの実現、事務集中化を支える情報共有システムの構築、事務組織の見直しについて検討する。

#### ⑧大学情報化に伴う教職員の情報リテラシー

大学の情報化を推進していくためには、教職員の情報処理技術に関する基礎的知識と技術が必要不可欠であるため、情報リテラシー教育を実施する。

#### ⑨放送大学地域学習センターの誘致と施設建設

放送大学との単位互換協定は進んでいるが、これに加えて、熊本地域での放送大学の活動の拠点となる、放送大学地域学習センターの誘致を急ぐ必要がある。

#### ⑩全学共同利用情報サービス施設整備

学生及び教職員の情報端末からいつでもどこでもサーバにアクセスできる学内無線LANシステムの構築、情報を高度に活用した共同利用情報端末室の整備及び教育支援のための講義室等の整備が必要である。

#### ⑪500人程度のマルチメディア講堂の建設

大学が有する多人数利用施設として、300人収容可能な講義室が3室あるにすぎず、情報化への対応能力という点で極めて不十分である。このため、国際学会が開催可能な500人収容のマルチメディア講堂の建設が必要である。

2004(平成16)年度の国立大学法人化に伴い、本学においては第1期中期計画がスタートした。そしてこの「総合情報環構想」に基づき、「高度情報化キャンパス」の実現に向けたさまざまな取り組みが行われるようになった。

具体的には、eラーニングの導入と普及、シングルサインオン(総合認証)や熊本大学ポータルに対応する種々のサービスと連携したオンラインキャンパスの構築、全学情報リテラシー教育の実現、セキュリティポリシーの制定、熊本大学学務情報システムSOSEKIの高度化、研究者データベースや各種電子申請等電子事務局サービス、電子ジャーナルや各種図書サービスの充実といった電子図書館の構築等、無線LAN基地局の増設、LAN支線のギガビット化、全学教育用PC端末の充実(2001年約1,380台)が実現した。

しかし、最初の「総合情報環構想」が示された後にも高度情報通信社会は以前にも増した進展を見せ、ブロードバンドやLANの普及、Web2.0、クラウドといった全く新しい概念も生まれてきた。更に、ウイルスの蔓延、クラッキング等へのセキュリティ対策、著作権等の遵守といった問題への対応も迫られてきた。

第1期中期計画は2009(平成21)年度に終了し、翌年度から新たに第2期中期計画がスタートすることとなったが、既に2008(平成20)年頃から、情報化推進会議の下に置かれた情報技術専門員会、情報セキュリティ専門委員会、学術情報システム委員会の3委員会の合同で新たな「総合情報環構想」の構築に向けた取り組みが始まった。

2008(平成20)年10月20日、総合企画会議は、本学が今後概ね10年余の間に取り組むべき改革の方針・施策を提示し、第2期中期計画の立案の基礎としたことを目的とした「熊本大学の立つところ、熊大プラン検討報告書2008」をまとめた。その中で、総合情報環構想の再構築と推進に関する指針が示され、その目標と計画として以下のような点が挙げられた。

#### ①「総合情報環構想を再構築し、ICT環境の更なる高度化を達成する」

1) 総合情報環構想を再構築して、情報システムの整備を推進する。その実施については、次の視点を重視する。

○情報通信量の大容量化に対応した高速情報ネットワークの充実を目指す。

○一般教室でのPC利用等を考慮した次世代高速広域無線LANの導入を目指す。

○情報の一元化への配慮

・情報の一元化と積極的活用により効果的な情報システムの整備を推進する。

・学内の業務システムが有するデータの共有化を推進する。

○業務支援への配慮

- ・確実でスムーズな業務遂行に効果的な情報システムを構築する。

○教育研究支援

- ・充実した教育研究活動の実現に効果的な情報システムを構築する。
- ・多様な授業形態に対応した総合的なオンライン学習環境を構築する。

また、情報セキュリティの重要性がますます大きくなったことを踏まえ、

2) 情報セキュリティポリシーを恒常的に見直し、セキュリティを強化する。

- ITの発展を踏まえて、情報セキュリティポリシーを恒常的に見直す。

- セキュリティ強化に必要なITエキスパートの養成体制を構築する。

などの項目が加えられた。続けて、

②「図書館の電子化を進め、ユニバーサルアクセスを実現する」

1) 図書館の電子化、ネットワーク化を進め、開かれた利用環境を整備する。

- 電子化、ネットワーク化を通じて、熊本大学附属図書館の個性化・機能充実を目指す。

- 電子化と図書館ネットワークにより、ユニバーサルアクセスを実現する。

ことなどが挙げられた。

以上の方針に基づき、2010（平成22）年7月22日には新たな「総合情報環構想」が提案された。

この新たな「総合情報環構想」には、先に出された「総合情報環構想」を踏まえながら、利用者の環、サービスの環、データベースの環、組織的・人的サポートの環、インフラ基盤の環の5つの環を編成し、強固なセキュリティを目指した情報セキュリティ強化を行うことが盛り込まれた。

---

## 第7節 eラーニング教育の推進

---

教育のIT化への取り組みはこれまでも、1996（平成8）年頃に始まる学術情報システムSOSEKIの開発と全学展開を発端として、eラーニングシステムの全学導入、約1,300台の情報機器端末や全学無線LAN等の基盤整備、「教授システム学」の開設など、さまざまな取り組みがなされてきた。

### 1 全国初のeラーニング大学院設置

前節で述べた「総合情報環構想」の中で掲げられた取り組みとして、eラーニング専門家の養成を目的としたインターネット大学院の設立を目指すことになった。2005（平成17）年1月、企画会議の下に「eラーニングプロフェッショナル養成研究科（仮称）」設置検討ワーキンググループを設置することが決定され、計4回の会議を経て、5月19日開催の教育研究評議会において研究科設置の原案が提示された。

この研究科設置の趣旨は、産業界における教育訓練等のさまざまな教育機関等に従事する社会人、並びに人文社会科学系学部出身者及び教育に興味を持つ自然科学系学部出身者を対象に、体系的かつ総合的な知識・技能を備えたeラーニング専門家を養成することであり、具体的には、eラーニングを実際に設計・実施・評価できる高度専門職業人の養成

であり、それによって人材育成高度化の基盤的人材を供給し、我が国における教育訓練環境の飛躍的向上に貢献できる。また、高品質のコース設計及びコンテンツ作成を通して、日本発の国際競争力を持つ教育コンテンツの創出を担う人材を養成できる。

修了後の進路としては、企業内教育訓練（社内教育・研修）、民間eラーニング事業者（サービスベンタ、システムベンタ、コンテンツベンタ等）、民間教育産業（塾・予備校、教育出版・メディア産業等）、大学等高等教育機関（授業支援、遠隔教育）、初等中等教育機関、産学官関連団体等のほか大学院博士課程への進学（この分野の教育研究者）など多方面にわたる需要が想定された。

研究科の概要は、

- ・課程 修士課程（独立研究科）
- ・専攻名 eラーニングプロフェッショナル養成研究科
- ・入学定員 10名
- ・学位 修士（教育システム学）又は修士（学術）
- ・修了要件 原則として2年以上在学して30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格することとする。または、修士論文の審査に代えて、特定の課題についての研究成果の審査に合格することとする。

というもので、社会人入学を想定して、①eラーニングの専門家をeラーニングで養成、②遠隔教育だけで修了できる、③希望者には本学キャンパスと東京サテライトにおいてスターリングを提供、④1年間での修了（修士号取得）も可能、⑤産学官連携、国際連携に積極的に取り組むといった特色を持つものであった。

教員組織は専任教員7名以上（講師以上）で、本研究科の所属教員2名と授業・研究指導担当教員5名以上（総合情報基盤センター及び大学教育機能開発総合研究センターを中心に全学の協力的体制下で組織）とされた。

また、修士課程のみ本研究科の専任扱いとなり、博士後期課程及び学士課程については他の研究科・学部の専任扱いとし得るものとされた。

単位構成は必修科目12科目24単位、選択科目3科目6単位以上となっており、遠隔教育や混合教育など形態ごとの特色を理解した上で、最適なコース設計及びコンテンツ作成を行うことができ、これを利用した学習の支援、更に教育効果の評価、評価結果に応じた改善までを一貫して運営管理できるようにする。そのために、必要十分な情報通信技術（IT）、インストラクショナル・デザイン（ID）、コンテンツ作成上不可欠な著作権等の知的財産権及びネットワーク上の私権に関する法的知識（IP）、学習管理及び事業経営に関するマネジメント手法（IM）の「4つのI」を体系的に習得できる教育内容が準備された。

こうした構想での設置が目指されたが、その後の文部科学省の示唆により社会文化科学研究科「教授システム学専攻（仮称）」（独立研究科修士課程）として整備することになり、2005（平成17）年6月23日の教育研究評議会でこれが了承された。

同年12月19日には、本学としてのeラーニングへの取り組みとして、東京の学術総合センター2階の一橋記念講堂において熊本大学・メディア教育開発センター共同セミナー「eラーニングの新展開―質の高いeラーニングを目指して―」を開催し、足立啓二理事・副学長が「熊本大学の教育研究とeラーニング」というテーマで本学における取り組みを紹介した。

こうして2006(平成18)年4月、我が国初のインストラクショナル・デザイン(教育設計学。以下ID)に基づくeラーニングの専門家養成を目指す大学院教育「教授システム学専攻」(修士課程・定員15名)が、社会文化科学研究科に設置された。

このeラーニングの専門家養成を大学院の設置は、政府が世界最先端のIT国家を目指す「e-Japan戦略」の策定の中で、IT関連の大学院の拡充とITを利用した遠隔教育を実施する大学の学部・研究科の3倍増を打ち出したことが背景にある。

2005(平成17)年3月の段階で、我が国のeラーニングの世界ランキングは23位と、5位の韓国、6位のシンガポール、16位の台湾、19位の香港に比して、アジア諸国の中でも後れをとっていた。

独立行政法人メディア教育開発センター(NIME)の調査によると、大学教育においても、この当時はインターネット授業の配信が進んでおらず、マルチメディア利用が浸透しない要因として、機器設備の導入費用がかかる、機器設備の維持費用がかかるという費用の問題と、特定の者に負担がかかる、支援スタッフが不足しているという人的資源不足が挙げられていた。

企業や企業内教育訓練機関においても、先進学習基盤協議会(ALIC)による2002(平成14)年の調査によると、eラーニング運用時の障害として、研修ニーズに合った優良な教育コンテンツの不足、eラーニングの意義・必要性に対する理解不足、社員のための質疑応答や学習誘導の仕組みの不足という点が指摘されていた。

このように、人材養成の要望に応える教育効果の高い良質のeラーニングが不足しており、本学は、こうした国家的人材養成の課題に先鞭を付けることを企図して、大学院の設置に取り組んだのである。更に、インターネット大学院であれば地方大学であっても全国から入学者を集めることができるという考えもあった。

教授システム学専攻には教授・准教授・助手(2007年度より「学校教育法」改正により助教)の新規教員採用枠3名が確保され、15名の第1期生と22名の科目等履修生を迎えた。そのほとんどは全国からの社会人学生であった。入学者(前期)は2007(平成19)年に19、2008(平成20)年に22、2009(平成21)年に19名と志願者が多く、高い入試倍率を維持している。

## 2 eラーニング推進機構の設置

教育におけるIT化を広い意味でのeラーニングと捉え、本学のeラーニングを更に促進、発展させるための機関として、2007(平成19)年4月にeラーニング推進機構が設立された。

本学においては、学務情報システムSOSEKIの導入に始まり、eラーニングの全学導入及びSOSEKIとの連携、全学情報教育、無線LAN等の基盤整備、eラーニングによるeラーニング専門家養成を行う教授システム学の開設等、それまでも教育におけるICT化に取り組んできた。

しかし、eラーニング化推進の中心的役割を果たすべく総合情報基盤センター内に設置された教材作成室は非常勤職員だけで構成されており、教授システム学専攻や総合情報基盤センターの教員がその実施を支援し、運営している。また、eラーニング関連システムの管理・運営も、学内に散在する機関において少人数で行っている状態で、これも限界に近づきつつあった。

更に、著作権やコンテンツの権利関係、公開基準等の学内整備を行う機関も存在してお

らず、安心して教育内容のコンテンツ化に取り組めない、コンテンツを制作しても評価する機関がなく意欲の向上につながらない、コンテンツの観点からカリキュラムの全学的調査検討を実施していないため、内容が部分的に重なる授業科目のデジタル化も独自で行うほかに非効率であるとの指摘がなされていた。

eラーニングに関するさまざまな取り組みを実施してきた本学ではあるが、eラーニング化を集中的に推進するには、責任ある支援体制を構築する必要があった。本学はeラーニングにおける我が国のフロントランナーではあるが、現状のままの体制では逆に後れをとりかねない。eラーニングを集中的に促進し、支援体制を組織的に整えることによって、大学としての特色を全国的、世界的に打ち出すことができると考えた。

また、現状のような組織化されないままの体制では責任体制も不十分で、ますます増大する需要に耐えられない。こうして、eラーニング支援体制を確立することが重要な課題であるとの認識のもと、2006(平成18)年9月の評議会において「熊本大学メディア教育推進機構(仮称)」構想が提案された。

構想に示された組織と業務は表1のとおりである。

#### ①メディア教育推進室

メディア教育全体の取りまとめとeラーニング化を集中的に促進するには、その支援体制を組織的に組み、責任ある支援体制を構築する必要がある。また、学内に散在するeラーニング関係者の力を結集することによって効率的な教育内容のデジタルコンテンツ化を進めることが可能となるとの考えに基づき、メディア教育推進室を設置した。

eラーニング化の企画・推進、教材開発サポートステーション運営、機構全体の取りまとめ、学内教材開発問い合わせ窓口、国内外他機関等との連携窓口などの業務

#### ②eラーニング授業設計支援室

教材開発サポートステーションの指導、ID等による講義設計及び教授法の指導、既存講義へのICT(情報コミュニケーション技術)導入方法の指導、遠隔教育化の指導

#### ③アプリケーション開発室

eラーニング用ウェブアプリケーションの開発・修正・外注等、eラーニング用システム間連携用アプリケーションの開発等、事務系に関連する開発業務等

#### ④システム管理・運営室

eラーニング関連システムの管理・運営、eラーニングシステムへのユーザー登録・削除、eラーニングシステム上の授業登録・管理、eラーニング関連ネットワークの管理・運営、事務系に関連するシステムの管理・運営

また、この4室以外に、教材のデジタル化を適正に評価することの重要性に鑑み、各部署等におけるデジタル化の進捗の調査や評価のための委員会として「コンテンツ委員会」、中長期的な視野に基づき大学全体を見据えたeラーニングシステムのロードマップを検討する委員会として「システム評価委員会」、教材のデジタルコンテンツ化に際して、重複を避けて効率的かつ効果的なコンテンツを作成するためのカリキュラムの検討と支援すべき授業群の発掘とプロジェクト及びコーディネートを行う「カリキュラム検討委員会」、そして、教材のデジタル化においてコンテンツの利用・再利用・公開等を考えたとき、著作権の取り扱いが極めて重要な問題となることから、コンテンツの著作権や使用权等に関する指針、帰属等に関する権利規定の制定を扱う「著作権等検討委員会」の設置が提案さ

表1 メディア教育推進機構(仮称)各室・委員会の組織と業務

メディア教育推進室		コンテンツ評価委員会	
組織(7)	業務	組織(8)	業務
専任教授(1)	1. eラーニング化の企画・推進	教員(6)	1. eラーニングコンテンツの評価方法の検討
専任助教(1)	2. メディア教育推進機構(仮称)の取りまとめ	・教授システム学専攻1	2. eラーニングコンテンツの評価・表彰
兼務教授又は助教(総情1)	3. 教材開発サポートステーション運営	・大教センター1	3. FD、講習会、教職員向け研修等を含む評価
専任技術職員(1)	4. eラーニング活用促進のための講習会等の企画・運営	技術職員(全学1)	
兼務技術職員(全学1)	5. eラーニング連続セミナーの企画・運営	事務職員(企画課又は人事課1)	
専任事務職員(1)			
兼務事務職員(1)			
[教材開発サポートステーション]推進室の専任教職員(4)	1. 学内教材開発問合せ窓口		
非常勤職員(8~12)	2. 国内外他機関等との連携窓口		
	3. コンテンツの開発、外注等		
eラーニング授業設計支援室		システム評価検討委員会	
組織(5)	業務	組織(8)	業務
兼務職員(5)	1. 教材開発サポートステーションの指導	教員(6)	1. eラーニングシステムの評価・検討
・教授システム学専攻3	2. ID等による講義設計及び教授法の指導	・総合情報基盤センター1	2. 次年度以降のeラーニングシステム選択等、ロードマップに関する検討
・大教センター1	3. 既存講義へのICT導入方法の指導	・教授システム学専攻1	
・推進室教授又は助教1	4. 遠隔教育化の指導	・大教センター1	
		・全学3	
		技術職員(全学1)	
		事務職員(教務課又は情報企画課1)	
アプリケーション開発室		カリキュラム検討委員会	
組織(7)	業務	組織(6)	業務
兼務教員(3)	1. eラーニングWebアプリケーションの開発、修正、外注等	教員(6)	現行カリキュラムの検討による
・総合情報基盤センター1	2. eラーニング用システム間連携用アプリケーションの開発等	・大教センター2	1. 支援すべきコースの発掘とプロジェクト化
・全学1	3. 事務系に関連する開発業務等	・全学4	2. 効率的なeラーニング化
・推進室教授又は助教1		技術職員(全学1)	
兼務技術職員(全学2)		事務職員(教務課又は情報企画課1)	
兼務事務職員(2)			
・教務課1			
・情報企画課1			
システム管理・運営室		著作権検討委員会	
組織(6)	業務	組織(8)	業務
兼務教員(3)	1. eラーニング関連システムの管理・運営	教員(6)	1. eラーニングコンテンツに関する権利規則の制定
・総合情報基盤センター1	2. eラーニングシステムへのユーザ登録、削除	・総合情報基盤センター1	2. 申請コンテンツに関する著作権、内容、公開対象等を考慮した学外等への公開可否の審査
・全学1	3. eラーニングシステム上の授業登録、管理	・全学5	3. 著作権処理、コンテンツ標準化に関する体制の検討
・推進室教授又は助教1	4. eラーニング関連ネットワークの管理・運営	事務職員(2)	
兼務技術職員(2)	5. 事務系に関連するシステムの管理・運営等	・企画課広報1	
・総合情報基盤センター1		・社会連携課1	
・全学1			
兼務事務職員(情報企画課1)			
メディア教育推進機構(仮称)運営委員会			
組織(10)	業務	組織(10)	業務
教員(10)	1. 機構の予算・管理運営の決定等	1. 機構の予算・管理運営の決定等	
・メディア教育推進機構長			
・メディア教育推進機構(仮称)2			
・図書館長			
・総情センター、大教センター、教授システム学専攻、人文社会系、自然科学系、生命科学系から各1			



れた。

この推進機構の特色としては、以下の点が挙げられる。

- ①教育内容の効果的かつ効率的なデジタルコンテンツ化
- ②教員自身の意識改革とLMS等のeラーニングシステムの活用方法の修得
- ③インストラクショナル・デザイン等による授業設計の支援
- ④eラーニングコンテンツの制作指導と制作
- ⑤教職員を対象とする研修のeラーニング化の制作指導と制作
- ⑥特に、同一科目名で多数実施されているような授業やeラーニング化による効果が大きい講義に関しては、プロジェクト化してその内容を共通化・明確化し、コンテンツ化する
- ⑦eラーニングシステムの導入・連携・運用と、それに伴うウェブアプリケーション等の開発及び修正
- ⑧国内外の他機関、コンソーシアム等との連携
- ⑨優れたeラーニングコンテンツやアプリケーションの表彰等によるコンテンツ評価
- ⑩全学の授業科目のデジタルコンテンツ化の進捗状況の把握
- ⑪デジタル化したコンテンツの著作権・使用権に関する基準や規定の制定
- ⑫コンテンツの公開に関する基準設定や判断

一方、他大学や機関との連携については、国内の他大学、メディア教育開発センター、日本eラーニングコンソーシアム等の国内機関、今後eラーニングによる国際連携が想定される海外の大学等とのeラーニングに関する統一的な対外窓口となって、連携及び協力関係を円滑に進めることとされた。また、他の学内共同教育研究施設等との連携等については、各学部・研究科、センター及び事務局、技術部と連携して運営すること、特に関連の深い総合情報基盤センターとはeラーニング関連部分で兼務教員や兼務技術職員等という形で、大学教育機能開発総合研究センターとは学習方法やカリキュラム検討を中心に、大学院社会文化科学研究科の教授システム学専攻とは、授業担当及び研究指導の専任教員として参加することとされていた。同時に、教授システム学専攻がeラーニングコンテンツ設計の専門家であることから、教材開発サポートステーションにおけるコンテンツ設計指導や各種講習会講師等といった指導的立場で本機構に参加するといった協力体制が想定された。

以上のような構想が示され、専任教員（教授1名・助教授1名）配置については、学長から、教員は学長裁量分で措置し、機構は学内共同教育研究施設としたいとの提案がなされ、同日に開催される役員会で機構及び設置準備委員会の設置について了承を得ることになった。

その後は設置準備委員会において審議が重ねられ、2006（平成18）年11月30日の第7回評議会において、「熊本大学メディア教育推進機構（仮称）」を学内共同教育研究施設「eラーニング推進機構」としたいとの報告がなされ、9月に示された原案どおりの機構設置と、それに伴う「熊本大学eラーニング推進機構規則」が了承された。

なお、機構の管理運営に関する事項を審議するための運営委員会は、機構長、機構の専任教員、附属図書館長、総合情報基盤センターから選出された教授又は助教授1名、大学教育機能開発総合研究センターから選出された教授又は助教授1名、大学院社会文化科学

研究科教授システム学専攻から選出された教授又は助教授1名、人文社会科学系、自然科学系及び生命科学系の各分野ごとに学長が指名する者各1名、その他学長が必要と認める者で組織されることとなった。

こうして発足したeラーニング推進機構は、eラーニング推進室に専任の教授・准教授・技術職員各1名と非常勤職員10名前後で構成され、機構全体としては全学からの兼務教員20名程度が加わった。

2007(平成19)年7月2日、独立行政法人メディア教育開発センター(NIME)との間で、eラーニングシステム及び情報コミュニケーション技術(ICT)を活用した教育と研究の開発・推進を目的とする包括的連携協定を締結した。NIMEが国立大学法人と包括的連携協定を締結したのはこれが最初であった。また、放送大学との包括的連携協定が締結された際も、同機構が連携・協力の窓口としての役割を果たすこととされた。